明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（四四）　二
○電気事業法施行令の一部を改正する政令（四五）　二
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働三六）　二
〔告　示〕
○指定較正機関の住所変更の届出に関する告示（総務五〇）　三
○国道六号線橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六八）　三
○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（同六九）　三
○国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日の一部を改正する件（厚生労働六六）　三
○保安林の指定をする件（農林水産四四九～四五九）　三
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（同四六〇）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通一四〇）　七
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（同一四一）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛五三～五六）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委四）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委三）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委四九）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委二一）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　三
会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四四号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地域福祉推進支援臨時特例交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第四五号）（経済産業省）

1　広域的運営推進機関の借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額を引き上げることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三号」を「第二百四号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百四　地域福祉推進支援臨時特例交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十五号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「千二百億円」を「一兆千八百三十億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月六日　　厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～二百一　（略）	一～二百一　（略）
二百二　二―（四―ブトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
二百三～二百八十七　（略）	二百二～二百八十六　（略）
二百八十八　Ｎ―メチル―Ｎ―（プロパン―二―イル）―七―メチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
二百八十九～二百九十六　（略）	二百八十七～二百九十四　（略）
二百九十七　一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（プロピルアミノ）ブタン―一―オン及びその塩類	（新設）
二百九十八～三百三十七　（略）	二百九十五～三百三十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。